

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

1. 地域包括支援センターの概要

事業所名	小郡市地域包括支援センター
所在地	小郡市小郡 255-1
電話番号	0942-73-9125
事業者指定番号	4002900019
管理者	佐藤 史和
連絡先(電話番号)	0942-73-9125
サービス提供地域	小郡市 全域

2. 事業所の職員体制(令和8年6月1日時点)

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	
保健師	3名	
社会福祉士	2名	
主任介護支援専門員	2名	
認知症地域支援推進員		1名
その他の職員	1名	

3. 営業時間

営業日	営業時間	休業日
月曜日～金曜日	8:30～17:00	土曜日、日曜日及び祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

4. 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金について、原則として利用者負担はありません。
- (2) 担当者が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となる場合があります。

5. 虐待の防止

地域包括支援センターは、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針を整備します
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を担当者に周

知徹底します。

(3) 担当者が適切に支援を行うために、必要な研修を定期的で開催します。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を設置します。

6. 地域包括支援センターのサービス方針等

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、その利用者は可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所等から、総合的かつ効率的に提供できるように努めます。

事業の運営にあたっては、医療機関、介護保険サービス事業者、地域の関係機関や関係者等との密接な連携を図るものとします。

利用者は、担当職員に対して複数の介護サービス事業者等の紹介を求めることができます。

また、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた介護サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができます。

7. 事故発生時の対応

地域包括支援センターは、サービスの提供に際して事故が発生した場合には速やかに利用者家族、医療機関、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

8. サービス利用にあたっての禁止事項について

職場におけるハラスメント防止の取組みとして、サービス利用にあたって以下の事項を禁止とさせていただきます。

(1) 職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

(3) サービス利用中の職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また、録音等をインターネット等に無断で掲載すること。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

担当職員及び他の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

担当職員は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あ

